

鳥取市母子生活支援施設徴収金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 4 8 号

鳥取市母子生活支援施設徴収金規則の一部を改正する規則

鳥取市母子生活支援施設徴収金規則（平成 1 3 年鳥取市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア中「、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「及び附則第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。